

改訂前	改訂後
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>
<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>	<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)は1,000円を下限とします。また、会員が、当初の契約のとおりにお支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。なお、支払金は1,000円を下限とします。</p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)は1,000円を下限とします。<u>ただし、加盟店の都合により支払金が1,000円を下回る場合があります。</u>また、会員が、当初の契約のとおりにお支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。なお、支払金は1,000円を下限とします。<u>ただし、加盟店の都合により支払金が1,000円を下回る場合があります。</u></p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>
<p>第8条～第10条 省略</p>	<p>第8条～第10条 省略</p>
<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条～第12条 省略</p>	<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条～第12条 省略</p>
<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第15条 省略</p>	<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第15条 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第16条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 会員の住所、氏名、電話番号、勤務先、引落し口座等に変更があった場合は、すみやかに当社にお届けいただきます。</p> <p>(2)(1)の届け出を怠った場合または会員から届け出のあった会員の住所、氏名宛て当社が通知書等を発送した場合には、それらが延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに会員に届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>第16条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 会員の住所、氏名、電話番号(携帯電話番号を含む)、メールアドレス、勤務先、引落し口座等に変更があった場合は、すみやかに当社にお届けいただきます。</p> <p>(2)(1)の届け出を怠った場合または会員から届け出のあった会員の住所、氏名宛てに当社が通知書等を発送した場合には、それらが延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに会員に届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。</p>
<p>第17条～第20条 省略</p>	<p>第17条～第20条 省略</p>
<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑧ 省略</p> <p>⑨キャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項の書面交付に代え、毎月の利用締切日(支払日の1ヵ月前の同日)までの貸付および返済等の取引状況を記載した書面を郵送等の方法(電磁的書面による提供を含む)により交付し、貸付時は簡素化した書面を交付すること。また、キャッシングの返済をした場合、貸金業法第18条第1項の書面の交付に代え、前記同様の取引状況を記載した書面を郵送等の方法(電磁的書面による提供を含む)により交付し、返済時は簡素化した書面を交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法第18条第1項で定める記載事項の一部が表示されない場合に限りです。</p> <p>⑩カードのご利用代金明細書は、電磁的方法または郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送にて送付します。この場合、当社所定の発行手数料を頂戴します。ただし、法令に基づき交付する書面(ショッピングのリボルビング払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、キャッシング利用が含まれる場合)は除きます。</p> <p>⑪カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしに商品購入及びキャッシングの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限、またはお断りすることがあること。この場合、会員への連絡が困難なときは、会員への事前通知なしに措置を行う場合があります。</p> <p>⑫前号の場合、当社がカードを利用停止したうえでカードの再発行手続きを行うことがあること。</p> <p>⑬会員の支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落し処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が復元されないこと。</p> <p>⑭当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p>	<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑧ 省略</p> <p>⑨カード発行およびキャッシングを利用・返済した場合や契約内容を変更した場合は、貸金業法で定められた書面を電磁的方法(通知メール等)により交付すること。ただし、店頭で書面をお渡ししない場合や返済時の交付書面に貸金業法で定める記載事項の一部が表示されない場合に限りです。メールアドレスの登録がない会員は⑩キャッシング利用・返済について記載した書面(マンスリーステートメント)を郵送により交付すること。</p> <p>⑩キャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項の書面交付に代え、毎月の利用締切日(支払日の1ヵ月前の同日)までの貸付および返済等の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、貸付時は簡素化した書面を交付すること。また、キャッシングの返済をした場合、貸金業法第18条第1項の書面の交付に代え、前記同様の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、返済時は簡素化した書面を交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法第18条第1項で定める記載事項の一部が表示されない場合に限りです。</p> <p>⑪カードのご利用代金明細書は、電磁的方法または郵送による方法にて会員に通知すること。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送にて送付すること。この場合、当社所定の発行手数料を頂戴すること。ただし、法令に基づき交付する書面(ショッピングのリボルビング払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、キャッシング利用が含まれる場合)は除きます。</p> <p>⑫カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしに商品購入及びキャッシングの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限、またはお断りすることがあること。この場合、会員への連絡が困難なときは、会員への事前通知なしに措置を行う場合があります。</p> <p>⑬前号の場合、当社がカードを利用停止したうえでカードの再発行手続きを行うことがあること。</p> <p>⑭会員の支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落し処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が復元されないこと。</p> <p>⑮当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p>

改訂前	改訂後
第22条～第27条 省略	第22条～第27条 省略
ICカード特約（以下省略）	ICカード特約（以下省略）
エポスゴールドカード特約（以下省略）	エポスゴールドカード特約（以下省略）
エポスプラチナカード特約（以下省略）	エポスプラチナカード特約（以下省略）
個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条～第2条 省略	個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条～第2条 省略
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 http://www.cic.co.jp</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0570-055-955 http://www.jicc.co.jp</p> <p>(4)～(5) 省略</p>	<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 https://www.cic.co.jp</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 http://www.jicc.co.jp</p> <p>(4)～(5) 省略</p>
第4条～第12条 省略	第4条～第12条 省略
丸井・エポス共同発行特約（以下省略）	丸井・エポス共同発行特約（以下省略）
個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第1条 省略	個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第1条 省略
<p>第2条(個人情報の収集・利用)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)会員は、丸井を除く丸井グループ企業(以下「共同利用会社」という)が、以下の目的のために第2条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。なお、実際に共同利用する場合は共同利用会社の名称および具体的な利用目的を当社ホームページで公表します。</p> <p>①～② 省略</p>	<p>第2条(個人情報の収集・利用)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)会員は、丸井グループ企業(以下「共同利用会社」という)が、以下の目的のために第2条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。なお、実際に共同利用する場合は、共同利用会社の名称および具体的な利用目的を当社ホームページで公表します。</p> <p>①～② 省略</p>

改訂前	改訂後
エポスポイント規約 第1条～第2条 省略	エポスポイント規約 第1条～第2条 省略
第3条(ポイント対象取引) (1) 省略 <u>(2)期間を区切ったキャンペーン等により特別なポイント加算を行う場合には、前号での付与とは別にポイントが付与されることがあります。</u>	第3条(ポイント対象取引) (1) 省略 <u>(2)一部取引について、(1)とは異なる基準でポイントが付与される場合があります。</u> <u>(3)期間を区切ったキャンペーン等により特別なポイント加算を行う場合には、(1)での付与とは別にポイントが付与されることがあります。</u>
第4条 省略	第4条 省略
第5条(ポイントの付与時期) (1)～(2) 省略 (3)第3条(2)に該当する場合のポイント付与時期は、その都度別途告知します。	第5条(ポイントの付与時期) (1)～(2) 省略 (3)第3条(3)に該当する場合のポイント付与時期は、その都度別途告知します。
第6条 省略	第6条 省略
第7条(ポイントの利用) (1)ポイントは、当社の定める基準に基づき、原則として1ポイント1円相当の利用価値をもってご利用いただけます(一部異なる場合があります)。主な用途は次のとおりですが、変更となる場合があります。 ①マルイでのショッピング割引 ②商品券・ギフト券への交換 ③エポスVisaプリペイドカード残高への移行 <u>④他社ポイントへの移行</u> <u>⑤グッズ等への交換</u> <u>⑥支援団体への寄付</u> (2)ポイントのご利用は、カード会員ご本人に限らせていただきます。また、ポイントは有効期限の近いものから順に減算いたします。なお、一度お申込みいただいたポイントのご利用は取り消し、または変更することはできません。	第7条(ポイントの利用) (1)ポイントは、当社の定める基準に基づき、原則として1ポイント1円相当の利用価値をもってご利用いただけます(一部異なる場合があります)。主な用途は次のとおりですが、変更となる場合があります。 ①マルイでのショッピング割引 ②商品券・ギフト券への交換 ③エポスVisaプリペイドカード残高への移行 <u>④エポスファミリーゴールドへのポイント移行</u> <u>⑤他社ネット通販でのショッピング割引</u> <u>⑥ 他社ポイントへの移行</u> <u>⑦グッズ等への交換</u> <u>⑧支援団体への寄付</u> (2)ポイントのご利用は、 <u>ポイントを保有する</u> カード会員ご本人に限らせていただきます。また、ポイントは有効期限の近いものから順に減算いたします。なお、一度お申込みいただいたポイントのご利用は取り消し、または変更することはできません。
第8条～第10条 省略	第8条～第10条 省略
第11条(ポイントの譲渡等の禁止) ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。	第11条(ポイントの譲渡等の禁止) ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。 <u>ただし、当社が認めた場合を除きます。</u>
第12条～第15条 省略	第12条～第15条 省略